

令和3年陳情第50号
関係資料

広町地区に関する都市計画案について

広町地区の地区計画案等に関する都市計画手続き経緯等は以下の通り

○ 広町地区の都市計画の内容

- ・ 地区計画の決定（東京都決定）
- ・ 用途地域の変更（東京都決定）
- ・ 土地区画整理事業の決定（品川区決定）
- ・ 防火地域及び準防火地域の変更（品川区決定）

○ 経緯

都市計画法第16条第1項、第2項及び「東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例」に基づく都市計画原案の説明会の開催

- ・ 開催日時：令和3年7月12日（月）19時～
- ・ 会場：品川区役所 第三庁舎 講堂
- ・ 対象者：地区内の関係権利者
- ・ 周知方法：地区内関係権利者へ郵送にて周知

「東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例」に基づく地区計画原案の公告・縦覧、意見募集

- ・ 公告・縦覧期間：令和3年7月13日（火）～7月26日（月）
- ・ 縦覧場所：東京都都市計画課、品川区都市開発課
- ・ 対象者：地区内の関係権利者
- ・ 周知方法：地区内関係権利者へ郵送にて周知、東京都公報
- ・ 意見募集期間：令和3年7月13日（火）～8月2日（月）

○ 今後の予定

都市計画案の説明会の開催

- ・ 開催日時：令和3年9月27日（月）19時～
- ・ 会場：豊葉の杜学園
- ・ 対象者：区内全域
- ・ 周知方法：「広報しながわ」、区HP、地区内関係権利者へ郵送にて周知

都市計画法第17条第1項、第2項に基づく都市計画案の公告・縦覧、意見募集

- ・ 公告・縦覧、意見募集期間：令和3年9月27日（月）～10月11日（月）
- ・ 縦覧場所：東京都都市計画課、品川区都市計画課、都、区HP
- ・ 対象者：区内全域
- ・ 周知方法：「広報しながわ」、東京都公報、区HP、地区内関係権利者へ郵送にて周知

都市計画法抜粋

第十六条 都道府県又は市町村は、次項の規定による場合を除くほか、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。**別紙1**、**別紙2**

以下省略

第十七条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあつては都道府県に、市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる。

以下省略

○東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例

平成元年三月三十一日

条例第三六号

改正 平成三年三月一五日条例第一〇号

平成十一年十二月二四日条例第一二七号

平成一四年十二月二五日条例第一六五号

平成二三年十二月二二日条例第八六号

〔東京都再開発地区計画の案の作成手続に関する条例〕を公布する。

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例

(平三条例一〇・平一四条例一六五・改称)

(趣旨)

第一条 この条例は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。)第十六条第二項及び第八十七条の三第一項の規定に基づき、東京都が作成しようとする再開発等促進区を定める地区計画及び沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画(以下「再開発等促進区を定める地区計画等」という。)の案の内容となるべき事項(以下「再開発等促進区を定める地区計画等の原案」という。)の提示方法及び意見の提出方法を定めるものとする。

(平三条例一〇・平一一条例一二七・平一四条例一六五・平二三条例八六・一部改正)

(再開発等促進区を定める地区計画等の原案の提示方法)

第二条 知事は、再開発等促進区を定める地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告するとともに、当該再開発等促進区を定める地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 一 再開発等促進区を定める地区計画等の名称、位置及び区域
- 二 縦覧場所

(平三条例一〇・平一四条例一六五・一部改正)

(説明会の開催等)

第三条 前条に定めるもののほか、知事は、再開発等促進区を定める地区計画等の原案の提示について必要があると認めるときは、説明会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

(平三条例一〇・平一四条例一六五・一部改正)

(再開発等促進区を定める地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第四条 法第十六条第二項に規定する者は、第二条の規定により縦覧に供された再開発等促進区を定める地区計画等の原案について意見を提出しようとするときは、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、意見書を知事に提出しなければならない。

(平三条例一〇・平一四条例一六五・一部改正)

(委任)

第五条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成三年条例第一〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一一年条例第一二七号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年条例第一六五号)

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則(平成二三年条例第八六号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

○品川区地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和60年12月14日条例第25号）

品川区地区計画等の案の作成手続に関する条例

昭和60年12月14日
条例第25号

（趣旨）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）の提示方法および意見の提出方法を定めるものとする。

（地区計画等の原案の提示方法）

第2条 区長は、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

（1）地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置および区域

（2）地区計画等の原案の縦覧場所

（説明会の開催等）

第3条 区長は、前条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、説明会の開催その他の周知措置を講ずるものとする。

（地区計画等の原案に対する意見の提出方法）

第4条 法第16条第2項に規定する者は、第2条の規定による公告のあつたときは、当該公告の日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、縦覧に供された地区計画等の原案に関する意見を文書により区長に提出することができる。

（委任）

第5条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。